

65歳以上のかたへ 介護保険料額決定通知書・納入通知書を7月上旬にお送りします

65歳以上のかた(第1号被保険者)へ、平成20年度の「介護保険料額決定通知書・納入通知書」を7月上旬にお送りします。

介護保険料の減免制度

市では、次のかたを対象に介護保険料の減免制度を設けています。申請する時期によつて減免額が異なりますので、該当されるかたは早めに申請してください。

対象 次の①～⑥の全てに該当するかた

通知書に書かれている納期限までに介護保険料を納めることができず、滞納が一定期間以上になると、保険給付で制限を受けることになり、介護サービスを利用した際の自己負担が重くなります。

「介護予防講演会」を開催します

高齢者のかたができるかぎり要介護状態になることなく、健康でいきいきした生活を送れるよう、介護予防の講義と個別の相談会を行う「介護予防講演会」を開催します。

介護予防講演会 日程表

Table with 3 columns: 日時, 場所, 申込み先. Lists dates from 7/7 to 7/30 and various locations like 都営東村山本町アパート.

地や家屋等の財産を所有していないかた

介護保険料の減免額

申請時期と減免額 ○7月31日(木)まで1年間保険料の2分の1

申請方法 印鑑、年金源泉徴収票、確定申告書又は市・都民税申告書の写し、預貯金通帳を持参し、直接高齢介護課(いきいきプラザ1階)へ

★この他にも、火災等の災害などで一時的に保険料の納付が困難になった場合に、申請していただくと、審査のうえ保険料が減免される場合があります。詳細はお問い合わせください。

情報公開制度・個人情報保護制度 平成19年度の運用状況

公正で開かれた市政運営を推進する「情報公開制度」と市が保有している市民の皆さんの個人情報保護を保障する「個人情報保護制度」の平成19年度(19年4月1日～20年3月31日)の運用状況をお知らせします。

情報公開制度

市が保有している公文書(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録)を、市民の皆さんからの請求に応じて公開する制度です。市には、市政について市民に説明する責任があります。情報を公開し説明していくことで、皆さんのご理解とご意見のもとに公正で開かれた行政を実現することを目指しています。

市が作成又は取得し、保管している公文書については、原則として全て公開の対象です。ただし、法令で非公開と定められている情報や個人情報など、例外的に公開できない情報もあります。

表B 所管課別の情報公開請求

Table with 4 columns: 実施機関, 所管課, 件数, 小計. Lists requests across various departments like 議会, 市長, 教育委員会.

※請求のあった所管課のみ掲載

表A 情報公開請求の決定内容

Table with 7 columns: 区分, 請求件数(合計), 公開, 部分公開, ※非公開, 存否(応答拒否), 取り下げ. Shows 97 total requests with 32% public and 6.2% non-public.

※非公開6件のうち3件は、公開請求された文書が市に存在しないため。

表C 個人情報開示・訂正・中止等請求の決定内容

Table with 5 columns: 区分, 請求件数(合計), 開示, 訂正, 消去, 外部提供中止. Shows 24 total requests with 23 disclosed and 0 corrected.

※非開示8件は、開示請求された個人情報に市に存在しないため。

表D 所管課別の個人情報開示・訂正・中止等請求

Table with 4 columns: 実施機関, 所管課, 件数, 小計. Lists requests by department like 市長, 教育委員会.

※請求のあった所管課のみ掲載

表などの財政関係書類」、「保育園の決算関係書類」でした。また市外からは、事業者からの「市指定ごみ袋作成業務委託の入札・契約書類の請求」や、新聞社からの「市長・市議会議員選挙における公費負担額がわかる書類の請求」等がありました。

運営審議会」を設置していただきます。同審議会は、市民・学識経験者の7名で構成され、19年度は2回開催し、制度の運用状況について討議しました。

個人情報保護制度

市が個人情報を収集・保管・使用する際の取り扱いルールを定めるとともに、市民の皆さんが、自分の情報が市においてどのように保管・使用されているかを知るための制度です。自分の個人情報の閲覧や、写しの交付を市に求めることを「個人情報の開示請求」といいます。開示された内容が事実と異なる場合は、訂正の請求をすることができます。

この他、取り扱いルールに反して個人情報収集された外部提供や目的外利用がされているときは、その消去や中止を求めることができます。

なお、部分開示や個人情報の市に存在しないなどの決定に不服があれば、不服申立てをすることができます。19年度中の不服申立ては1件でした。

情報コーナー(本庁舎1階)は、市政に関する情報提供の場です。市議会の会議録、予算書・決算書、まちづくりの計画書等の市政資料や、市の歴史に関する図書等を自由に閲覧・コピーできます。販売しているものもあります。ぜひご利用ください。

情報コーナーをご利用ください

Table with 2 columns: 書籍名, 金額(1部). Lists books like 平成20年度一般会計予算書 (1,800円) and 財政白書 (50円).

無料パンフレット等

Table with 2 columns: 資料名, 内容. Lists pamphlets like 「市民のしおり」市政ガイドブック and 散歩道コース、公園、遺跡、東村山30景等の紹介.

※=東村山市商工会発行

個人情報の収集・使用等が適正に行われているかをチェックするために、「東村山市個人情報保護運営審議会」を設置していただきます。同審議会は、市民・学識経験者の7名で構成され、市が個人情報を本人以外から収集したり、市以外の機関に提供あるいは市の内部で目的外利用するときなどに、その個人情報の取り扱いが適切かどうかを市の諮問に応じて審議します。

また、新たに個人情報を扱う業務を開始する場合なども、市は業務の内容について審議会に報告しなければなりません。19年度は9件の諮問を行い、答申を受けました。

19年度中の請求件数は、表Cのとおり24件でした。また、所管課別では表Dのとおりです。請求の半数近くが「住民票、印鑑登録証明書等の交付記録の開示請求」で、自分の住民票等が他人に交付された記録があるか調べたいというものでした。

個人情報の収集・使用等が適正に行われているかをチェックするために、「東村山市個人情報保護運営審議会」を設置していただきます。同審議会は、市民・学識経験者の7名で構成され、市が個人情報を本人以外から収集したり、市以外の機関に提供あるいは市の内部で目的外利用するときなどに、その個人情報の取り扱いが適切かどうかを市の諮問に応じて審議します。

主な販売刊行物

Table with 2 columns: 書籍名, 金額(1部). Lists books like 平成20年度一般会計予算書 (1,800円) and 財政白書 (50円).